

第三管区海上保安本部公示第47号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年10月28日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 静岡県御前崎港管理事務所

(2) 住所 静岡県御前崎市港 6170-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 相良港平田地区（測量区域図のとおり）

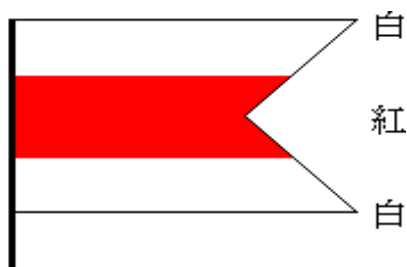
(2) 期間 令和7年1月14日から令和7年2月28日

3 水路測量の実施方法

既設構造物と光波測距儀による測位、単素子音響測深機による測深

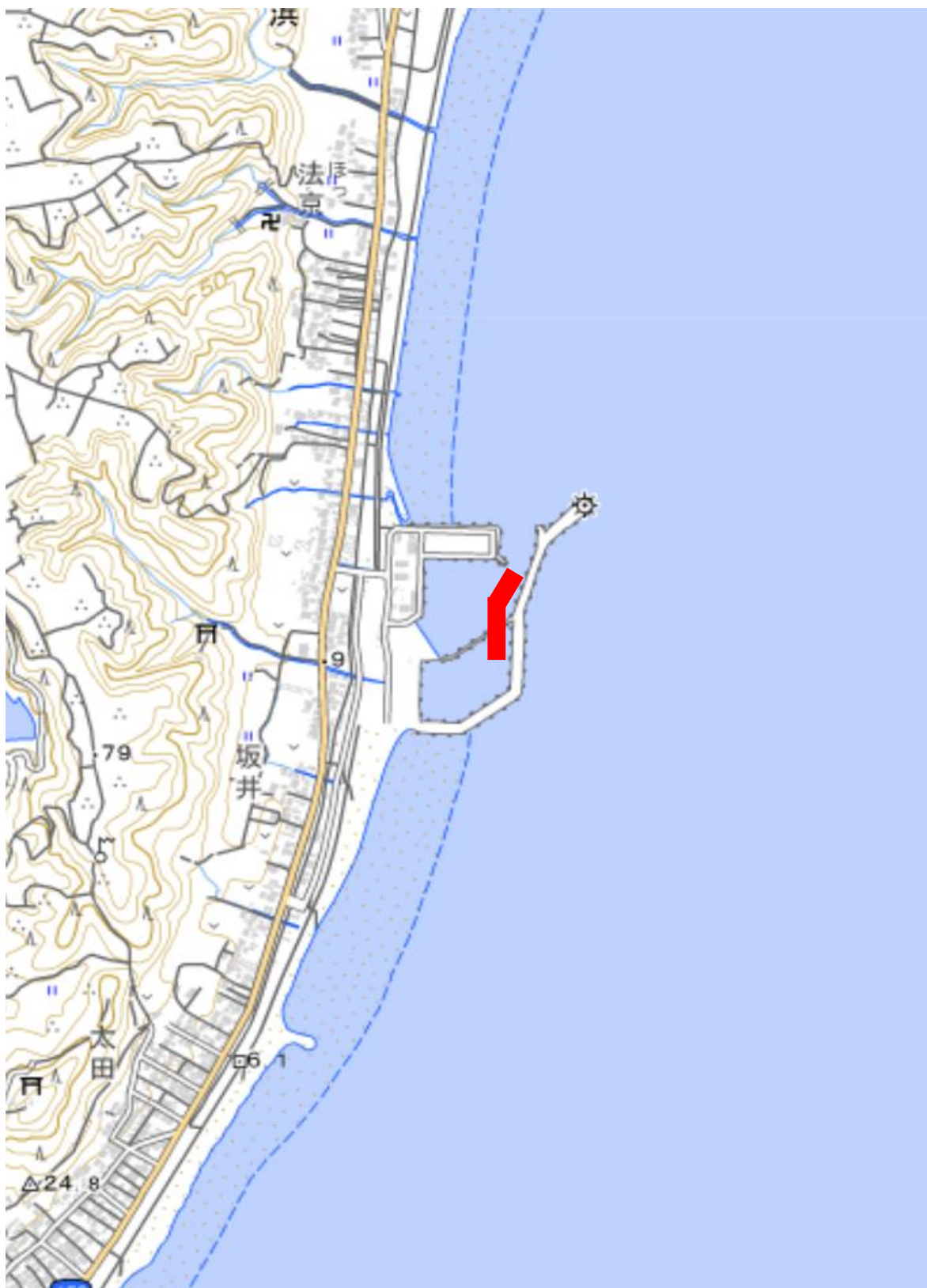
4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



(2) 三管区水路通報に掲載する。

測量区域図



測量区域 

海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海しるにて作成